

# 印刷事業所における化学物質による健康障害防止対策のポイント(簡易版)

～有機溶剤中毒予防規則(有機則)への対応中心に～

|                              |   |
|------------------------------|---|
| 1. 日印産連労働衛生協議会「健康障害防止対策基本方針」 | 1 |
| 2. 労働衛生関連法令の遵守               | 2 |
| 2.1. 有機溶剤関連法令の遵守             | 2 |
| 2.2. 使用化学物質の特定と危険有害性等の把握     | 2 |
| 2.3. 作業主任者の選任と安全衛生管理体制       | 2 |
| 2.4. 見やすい場所表示・提示(従業員への周知)    | 2 |
| 2.5. 換気装置等の設置・管理と保護具の使用      | 3 |
| 2.6. 作業環境測定による監視             | 3 |
| 2.7. 特殊健康診断の実施               | 3 |
| 2.8. その他の措置                  | 3 |
| 3. 法令遵守自己点検表                 | 3 |
| 4. 作業環境と作業方法の改善              | 3 |
| 5. 洗浄剤等の切り替え                 | 4 |
| 6. 化学物質のリスクアセスメント            | 4 |
| 7. グリーンプリンティング(GP)資機材制度      | 4 |
| 8. 参考資料・各種情報                 | 4 |

●印刷事業所で使用する洗浄剤、インキ等の資材にはさまざまな化学物質が含まれ、有害性が内在しており、印刷事業者は遵法措置を行うとともに、適正な健康障害防止策を継続して行わなければなりません。

●本パンフレットは、印刷事業所において、「労働衛生協議会・健康障害防止対策基本方針」に基づく健康障害防止対策を実践する上での要点を簡潔にまとめたものです。

## 1. 日印産連労働衛生協議会「健康障害防止対策基本方針」(2012年10月制定)

- 1) 各印刷事業所は労働衛生関連法令の理解を深め、遵法の徹底を図ること。
- 2) 各印刷事業所では、より有害性の低いことが分っている洗浄剤等への切り替えを積極的に行うこと。
- 3) 上記1)、2)に関わらず従業員の健康を守るため、必要な健康障害防止対策を継続して実施していくこと。

※労働衛生関連法令の詳細や、洗浄剤等の切り替えについては、専門家(中央労働災害防止協会等)に相談してください。

## 2. 労働衛生関連法令遵守

●本パンフレットでは「有機則」を中心に遵守内容を解説します。

### 2.1 有機溶剤中毒予防規則

●有機則に定める第1種～第3種有機溶剤等を用いて、屋内作業場等で、印刷、乾燥、接着、洗浄・払しょくといった有機溶剤業務を行う場合には、有機則が適用され、「体制や施設の整備等」が義務化されます。



### 2.2 使用化学物質の特定と危険有害性等の把握（1種、2種、3種）

- 購入資材に含まれる化学物質の危険有害性を把握するため、販売者より安全データシート（SDS）を入手し、「危険有害性の要約」、「組成・成分」、「適用法令」等を確認してください。
  - ⇒ 安全データシート(SDS)が付されていない場合は、供給元(代理店等、納入元、メーカー)に提供を依頼してください。
  - ⇒ 有機溶剤等、化学物質を使用、購入する時は容器・包装のラベル表示を見て、危険有害性情報、安全対策、緊急処置等を確認することもできます。

### 2.3 作業主任者の選任と安全衛生管理体制（1種、2種、3種）

| 従業員数   | 作業主任者     | 管理体制      |         |         |        | 教育    |         |
|--------|-----------|-----------|---------|---------|--------|-------|---------|
|        | 有機溶剤作業主任者 | 衛生管理者・産業医 | 安全衛生委員会 | 安全衛生推進者 | 職場の懇談会 | 雇い入れ時 | 作業内容変更時 |
| 10～49人 | ○         | —         | —       | ○       | ○      | ○     | ○       |
| 50人以上  | ○         | ○         | ○       | —       | —      | ○     | ○       |

### 2.4 見やすい場所への表示・掲示(従業員への周知)(1種、2種、3種)

●有機溶剤等の区分の表示（色分け）



第一種(赤) 第二種(黄) 第三種(青)

●有機溶剤等使用の注意事項

有機溶剤等使用の注意事項  
(主な症状)

一、有機溶剤の人体に及ぼす作用

二、取扱い上の注意事項

(1)有機溶剤を入れた容器で使用  
中でないものには、必ずふた  
をすること。  
(2)当日の作業に直接必要のある  
量以外の有機溶剤等を作業場  
内へ持ち込まないこと。

(1)頭痛  
(2)けん怠感  
(3)めまい  
(4)貧血  
(5)肝臓障害

●作業主任者の職務と氏名の表示

**有機溶剤  
作業主任者の職務**

1. 作業に従事する労働者が有機溶剤により汚染され、又はこれを吸入しないように、作業の方法を決定し、労働者を指導すること。
2. 局所排気装置、フッシュプル型換気装置又は全体排気装置を1月を超えない期間ごとに点検すること。
3. 保護具の使用状況を監視すること。
4. タンクの内部において有機溶剤業務に労働者が従事するときは、第2.4条各号に定める措置が講じられていることを確認すること。

作業主任者  
氏 名

## 2.5 換気装置等の設置・管理と保護具の使用（1種、2種）

### ◆換気装置等の設置・管理

⇒ 使用する有機溶剤等の種類と、使用状況に応じて換気装置（①局所排気装置、②プッシュプル型換気装置、③全体換気装置）等を設置しなければなりません。

### ◆防毒マスクの使用

⇒ 洗剤等の作業時に防毒マスクを適正に着用することで、化学物質のばく露を低減化することができます。

### ◆保護手袋の使用

⇒ 皮膚からの吸収を防止するために、使用する溶剤から保護できる素材の手袋を選定する必要があります。

## 2.6 作業環境測定による監視（1種、2種）

●第1種・第2種有機溶剤等に係る有機溶剤業務を行う屋内作業場では、6ヶ月ごとに作業環境測定を実施し、その評価結果に応じた適切な改善を行わなければなりません。



## 2.7 特殊健康診断の実施（1種、2種） ※第3種でもタンク等の内部に該当の場合必要

●有機溶剤等に係る有機溶剤業務に常時従事する労働者に対して、雇入れの際、または当該業務への配置換えの際およびその後6か月ごとに1回、特殊健康診断を行わなければなりません。

⇒ 「結果（個人票）の保存」、「特殊健康診断結果の労働者への通知」、「有機溶剤等健康診断結果の報告書の提出（労働基準監督署）」が必要です。

●特殊健康診断は、一般定期健康診断とは異なり有機溶剤業務に着目して行うものです。

## 2.8 その他の措置

●有機溶剤等を貯蔵するときは、有機溶剤等がこぼれ、漏えいし、または発散するおそれのない栓等をした堅固な容器を用い、施錠できる換気の良い場所に保管しなければなりません。

●容器は密閉するか、または屋外の一定の場所に集積しなければなりません。

## 3. 法令遵守自己点検表

| 点検項目  |   |  |
|---|---|--|
| <b>1. 安全衛生管理体制はよいか</b><br>① <input type="checkbox"/> 安全衛生推進者の選任（10～49人）<br>② <input type="checkbox"/> 衛生管理者の選任（50人以上）<br>③ <input type="checkbox"/> 産業医の選任（50人以上）<br>④ <input type="checkbox"/> 安全衛生委員会の定期開催（50人以上）<br>⑤ <input type="checkbox"/> 作業主任者の選任（有機溶剤、特化物）<br><b>2. 安全衛生表示・掲示などの意識の高揚</b><br>① <input type="checkbox"/> 有機溶剤等の区分の表示<br>② <input type="checkbox"/> 有機溶剤等使用の注意事項<br>③ <input type="checkbox"/> 作業主任者の職務と氏名の表示 | <b>3. 安全衛生教育を実施しているか</b><br>① <input type="checkbox"/> 雇入れ時の教育<br>② <input type="checkbox"/> 作業内容変更時の教育<br>③ <input type="checkbox"/> 危険有害業務に関する特別教育<br>④ <input type="checkbox"/> 職長等の監督者教育<br><b>4. 装置・設備の整備と管理をしているか</b><br>① <input type="checkbox"/> 年1回の定期自主検査と記録（局所排気、プッシュプル換気等）<br>② <input type="checkbox"/> 毎月の点検（作業主任者の職務）<br><b>5. 作業環境測定の定期実施と記録保存</b><br>① <input type="checkbox"/> 作業環境測定の定期実施<br>② <input type="checkbox"/> 作業環境測定の記録保存 | <b>6. 健康診断の実施</b><br>① <input type="checkbox"/> 雇入れ時の健康診断<br>② <input type="checkbox"/> 定期健康診断<br>③ <input type="checkbox"/> 特殊健康診断<br><b>7. <input type="checkbox"/> 安全衛生保護具の整備（人数分）</b><br><b>8. <input type="checkbox"/> 安全衛生活動の目標・計画</b><br>朝礼、ミーティング、職場体操、提案、トップのパトロール、ポスター、標語、整理・整頓・清掃・清潔……等 |

## 4. 作業環境と作業方法の改善のポイント（洗浄作業/湿し水管理の事例）

- ① 洗浄剤の容器や廃ウェスの容器等は、溶剤が揮発しないよう必ず蓋をする。
- ② 洗浄剤の容器や廃ウェスの容器は極力小さくする。
- ③ 洗浄剤の容器や廃ウェスの容器は極力換気装置の近くで使用する。
- ④ 使用済溶剤は必ず密封化または回収・処理（再生）し、揮発することを防止する。
- ⑤ 洗浄剤の一回の使用量を削減する（容器の工夫、作業手順化等により必要以上の洗浄液を出さない）。
- ⑥ 湿し水のIPA濃度を5%未満で管理する。またはIPAは使用しない。
- ⑦ 有機溶剤を使用する作業室を区分する（有機溶剤の拡散防止）。
- ⑧ 換気扇は昼休み等常時稼働させておく。
- ⑨ 規則に該当しない場合も換気装置等を設置することが望ましい。

## 5. 洗浄剤等の切り替え

- 印刷における洗浄は、労働者に化学物質のばく露を生ずる作業です。ばく露はできるだけ少なくすることが重要ですが、より有害性の低いことが分かっている洗浄剤等に切り替えることもまた合理的な方法です。(洗浄剤等の切り替えにあたっては、SDSを確認し、専門家に相談してから切り替えてください)
- 「有機溶剤非該当」とは、「非該当=安全」という意味ではなく、まだ評価できていないため「非該当」と表示しています。
- 化学物質の有害性、特に、発がん性に関する情報は、これまでに判明したものはごくわずかです。今後ともばく露防止と化学物質の正しい選定に気を配ることが必要です。

## 6. 化学物質のリスクアセスメント

- 2016年6月に化学物質のリスクアセスメントが義務化されました。日印産連では簡易版オフセット印刷職場の化学物質のリスクアセスメントシートを作成しました。ご活用ください。  
URL : <https://www.jfpi.or.jp/topics/detail/id=3807>

## 7. グリーンプリンティング (GP) 資機材認定制度の活用

- 当連合会が印刷業界の自主的取組みとして進めているGP資機材認定制度は、資機材メーカー協力のもと環境配慮、危険有害性の側面から多角的に評価\*しているもので、各印刷事業所における洗浄剤等製品選定の助けとなるものです。
  - ⇒ オフセット印刷事業所で使用する洗浄剤、エッチ液、製版薬品等においては、作業環境にも配慮して認定しています。
  - ⇒ GP認定資機材はGPマークとスター数が掲示できます。GPマークのスター数(スリースターからワンスター)の多い方が環境配慮が高く、有害性が低いものです。
  - ⇒ 「有機則」第3種有機溶剤、絵表示の健康有害性マークのあるものは、総合評価点数が高くてもツースターまでと決められています。
  - ⇒ 認定に当たっては、「特化則」、「がん原性指針」、「有機則」の第1種有機溶剤、第2種有機溶剤に非該当であることが条件となっています。また、GHS分類の発がん性区分1のもの、絵表示のどくろマーク(急性毒性)のあるもの、塩素系、フロン系物質を含有しているものは認定されません。
  - ⇒ 認定基準の作成や改善に当たっては、資材メーカーと情報交換を行っています。



GREEN PRINTING JFPI

### GP (グリーンプリンティング) 資機材認定制度の活用

<https://www.jfpi.or.jp/greenprinting/system/index.html>

\*評価項目には、環境配慮に関する有害物質管理、資源有効利用、VOC削減等のほか、安衛法、消防法等に関連する項目があります。また評価・認定は、資材メーカーからの基準適合証明書、SDS等で確認しています。

## 8. 参考資料・各種情報源 (2021年10月)

- 一般社団法人日本印刷産業連合会「労働衛生協議会・健康防止対策基本方針」  
<https://www.jfpi.or.jp/topics/detail/id=308> 
- 一般社団法人日本印刷産業連合会労働安全衛生  
[https://www.jfpi.or.jp/topics\\_detail6/id=50](https://www.jfpi.or.jp/topics_detail6/id=50) 
- GP (グリーンプリンティング) 資機材認定制度による認定製品リスト  
<https://www.jfpi.or.jp/greenprinting/detail/id=1469#shik02> 
- 厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署「有機溶剤を正しく使いましょう」  
<https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anken/dl/120815-01.pdf> 
- 厚生労働省HP職場の安全サイト  
[https://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/kagaku\\_index.html](https://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/kagaku_index.html) 
- 厚生労働省「化学物質を安全に取り扱うためのラベル・SDS・リスクアセスメント制度について」  
<https://www.mhlw.go.jp/content/11201000/000556118.pdf> 
- 労働安全衛生対策全般 (労働安全衛生全般)  
<https://www.jisha.or.jp/> 



一般社団法人 日本印刷産業連合会  
Japan Federation of Printing Industries

住所 〒104-0041 東京都中央区新富1-16-8 日本印刷会館8階  
電話 03-3553-6051 FAX 03-3553-6079  
URL <https://www.jfpi.or.jp/>



GREEN PRINTING JFPI  
P-B10029

この印刷製品は、環境に配慮した  
資材と工場で製造されています。

リサイクル適性(A)

この印刷製品は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。